

## 2. 大阪高等学校体育連盟柔道部規約

### 第1章 総 則

- 第1条 本部会は大阪高等学校体育連盟柔道部会と称し、事務局を部長又は委員長在任の学校に置く。
- 第2条 本部会は大阪高等学校体育連盟（以下大阪高体連と称す）規約によって設けられ大阪府下における高等学校の柔道に関する統轄団体であり、全国高体連柔道部ならびに近畿高体連柔道部に対し、大阪府を代表する。
- 第3条 本部会は大阪府下の高校柔道の健全な発達を図ると共に、柔道界の進展に貢献するをもって目的とする。
- 第4条 本部会は目的達成のための事業を行う。
- 第1項 大阪府下における高校柔道大会の開催ならびに運営
  - 第2項 全国・近畿高校柔道大会への選手派遣
  - 第3項 柔道講習会、練習会等の計画ならびに指導
  - 第4項 審判法の研究・講習
  - 第5項 施設・用具・試合場等の工夫・研究
  - 第6項 部報の刊行
  - 第7項 その他本部会の目的達成に必要な事項
- 第5条 本部会は大阪高体連柔道部に加盟した学校によって組織する。

### 第2章 役 員

- 第1条 本部会に役員を置く。
- 第1項 役員名
1. 部長1名
  2. 委員長1名
  3. 副委員長2名
  4. 常任委員若干名
  5. 監査委員2名
  6. 委員
- 第2条 部長は大阪高体連理事会の推薦により、大阪高体連会長はこれを委嘱し本部会を代表し、会務を統轄する。
- 第3条 委員長副委員長は常任委員より選出され、部長はこれを委嘱する。  
委員長は部長を補佐して会務の運営にあたり、部長事故あるときはその職務を代行する。副委員長は委員長を補佐する。
- 第4条 常任委員は委員より選出され、部長はこれを委嘱する。常任委員は本部会の諸般の業務を分掌する。その業務の細則については別にこれを定める。
- 第5条 監査委員は委員より選出され部長はこれを委嘱する。監査委員は本部会の会計の監査を行う。
- 第6条 委員は加盟学校柔道部顧問1名、ならびに現在大阪府高等学校に在職する柔道経験豊富なもので、常任委員会の議を経て部長がこれを委嘱したもの、委員は事業実施に関して協議し、かつ事務を分掌する。
- 第7条 役員の任期は2ケ年とし重任をさまたげない。

### 第3章 会 議

- 第1条 総会は部長が召集し、毎年4月に開くことを原則とする。必要に応じ臨時に総会を召集することができる。

第2条 常任委員会が必要に応じ部長が召集する。

第3条 会議は1/3以上の出席を要する。但し委任状を認める。尚この議決は出席者の多数決による。

#### 第4章 会 計

第1条 本部会の経費は大阪高体連々盟金のうち、種目別加盟金および補助金ならびに寄付金、その他をもってこれにあてる。

第2条 本部会の加盟金は大阪高体連の定めによる。

第3条 本部会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終る。

#### 第5章 規約の改正

第1条 本部会の規約改正は総会の決議による。この議決は出席者の2/3以上とする。

#### 第6章 附 則

第1条 本部会に顧問ならびに参加を置くことができる。

第1項 顧問は委員長を長年勤め勇退した者。全国高体連部長・副部長の職にある者、または 経  
験した者。

第2項 参加は委員長・副委員長・各分掌主任を経験し、常任委員を退いた者。

第3項 顧問・参加は常任委員会の議を経て部長がこれを委嘱する。顧問・参加は常任委員会  
等において議決・発言権を有することができる。

第2条 全国高体連柔道部における委員1名は委員長をもってこれに当てる。

第3条 近畿高体連柔道部における委員1名は委員長をもってこれに当てる。

第4条 大阪府柔道連盟における評議員若干名は常任委員会において推薦する。

第5条 部長は常任委員および委員中より若干名を選びそれぞれ各部の業務にあたらせる。

第1項 本部会に下記の部門を置く。

1. 総務部 企画・運営・渉外 部報の編集発行、記録の整理（新聞社への連絡）
2. 庶務部 文書の発送受理（通信・連絡）
3. 会計部 金銭出納・経理関係
4. 競技部 審判員の配当、審判上の打合せ、会場の配置整備、会場の整理
5. 研究部 審判法の研究、競技用具の工夫研究、ならびに各種講習会
6. 普及強化部 普及強化を目的とする。
7. 女子部 女子柔道の育成、普及を計る。

第6条 各部に主任を置く。主任は毎年1回担当業務の報告書を作成し、常任委員会の承認を経て、総会に報告しなければならない。なお、各部においては常任委員より必要に応じて副主任を置くことが出来る。

第7条 本部会に所属する者は、大阪高等学校体育連盟加盟校の教職員の在職を条件とする。

（この規約は、昭和46年2月27日より実施する。）

（規約一部改正、平成14年7月29日）